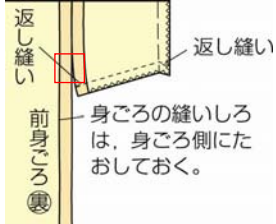
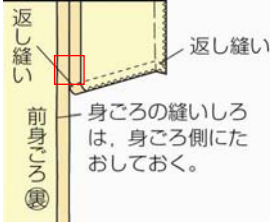
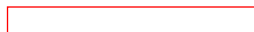


平成21年度用教科書では、以下の箇所を訂正いたしました。

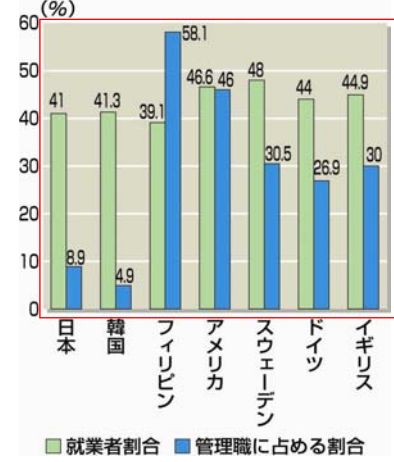
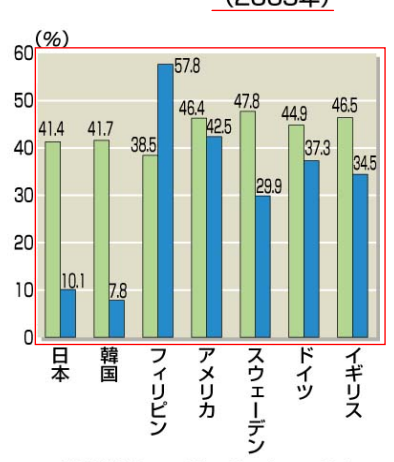
図書の記号・番号

家庭036

訂正箇所 頁 行	原文	訂正文	
11	2-3	そういえば……	自分でいろいろ決めるといっても、自信ないな……
	3-4	「最近では、 <u>パラサイトシングル</u> といわれている人たちのことやニートの増加も話題になっているよね。	「 <u>パラサイトシングルといわれる人</u> のことやニートの増加も話題になっていたよね。
	6-7	あるんだって。でも	あるんだって」 <u>「でも</u>
14	5	国連のジェンダー指標	国連のジェンダー指標 ^①
	側注		① ジェンダー・エンパワーメント指数＝GEM。女性の社会進出度を示す指標として、国連が毎年発表している。
	10 側注 11 側注	① ②	② ③
18	側注 ① 第1次産業…農林・漁業 第2次産業…商工業 第3次産業…サービス業	第1次産業…農業、林業、漁業 第2次産業…鉱業、建設業、製造業 第3次産業…第1次・第2次以外の、 広い意味でのサービス産業	
19	3図 (2箇所) <u>平均世帯人員</u>	平均世帯人員数	
30	5 <u>民法改正</u> からおよそ60年を経た現在、	1947年の <u>民法全面改正</u> からおよそ60年を経た現在、	
33	右中 「多様な働きかたとワークシェアリングに関する <u>政労間合意</u> 」	「多様な働きかたとワークシェアリングに関する <u>政労使合意</u> 」	
54	21図 (「ものとかかわる遊び」の「発達の側面」の欄) <u>想像力</u> <u>表現力</u>	<u>想像力</u> <u>創造力</u> <u>表現力</u>	
60	側注 ③ たとえば、1986年に派遣労働が合法化され、労働者派遣法が制定され、1996年にその業務が専門職16業務から25業務に拡大された。	たとえば、1986年に労働者派遣法が制定され、派遣労働が合法化された。 削除	
71	囲み 左下 <u>介護を仕事として</u> している者も女性が多い。	職業として <u>介護を担って</u> いる者も女性が多い。	
120 121	21表 22表 <u>穀物</u>	<u>穀類</u>	
139	右上 ■材料と分量 (1人分) 赤えんどう豆 (乾)…10g 塩 ……少量	 ■材料と分量 (1人分) 赤えんどう豆 (乾)…10g 塩 ……少量	
142	側注 ② <u>供給熱量自給率</u>	<u>供給熱量総合食料自給率</u>	
150	14 - 15 長繊維 (フィラメント) でつくられた糸には毛羽が <u>ない</u> ので、 短繊維 (ステープル) でつくられた毛羽が <u>ある</u> 糸よりも、	長繊維 (フィラメント) でつくられた糸には毛羽が <u>少ない</u> ので、 短繊維 (ステープル) でつくられた毛羽が <u>多い</u> 糸よりも、	
153	1 長時間・ <u>長期間着用</u> すると、	長時間 <u>着用</u> ・ <u>長期間着用</u> をすると、	
159	28図 (写真下に説明を追加)		
166	囲み (① ②) <u>型紙や布の布目線</u>	型紙の <u>布目線</u> と布の <u>たて方向</u>	
166	囲み (① ①) <td rowspan="2"></td>		
	(③ ①)		
166	(③ ①) <td rowspan="2"></td>		
	(③ ①)		
168	④ 	 (布地を中表に合わせた図に変更)	

訂正箇所		原文	訂正文
頁	行		
173	中 ①		
180	左上	用いてつくり、肩のわに切り込み(えり肩あき)を入れる以外は布幅を裁ち落とすことなく、縫いしろもすべて縫いこんでしまつする。	用い、 <u>布幅を裁ち落とすことなく</u> 、縫いしろをすべて縫いこんでしまつする。
181	● 構成	そで山の高さ(そで山が高いとエレガントだが、きゅうくつ)	削除
191	15図	(15図左横の余白) 	※15図は平面配置を示す。
191	2表	(建設省住宅局)	(建設省(現国土交通省)住宅局)
193	18図	(環境庁「生活騒音の	(環境庁(現環境省)「生活騒音の
198	28図 右下	(住まい15章編集委員会編「住まい15章」)	(住まい15章研究会編「改訂版 住まい15章」)
240	図	(家電リサイクル法) エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機	(家電リサイクル法) エアコン、 <u>冷蔵庫・冷凍庫</u> 、テレビ、洗濯機
241	8	の功績が評価された <u>ワンガリ・マータイ</u> は、	の功績が評価された <u>マータイ</u> は、
	10	説の中で <u>ワンガリ・マータイ</u> は	説の中で <u>彼女は</u>

教科書に掲載したグラフや資料などについては、新しいデータへの更新を行っております。平成21年度用教科書では、以下の箇所を更新いたしました。

訂正箇所		原文	訂正文
頁	行		
9	1図 下	◆日本人の平均寿命(2005年) 男 78.53歳 女 85.49歳	◆日本人の平均寿命(2007年) 男 79.19歳 女 85.99歳
15	5図	<p>就業者に占める女性管理職の割合</p>  <p>(ILO「Yearbook of Labour Statistics」2002年)</p>	<p>就業者及び管理職に占める女性の割合(2005年)</p>  <p>(内閣府「平成19年版 男女共同参画白書」)</p>
14	6 — 7	(2005年度の調査で日本は世界80か国中43位)	(2007年度の調査で日本は93か国中54位)

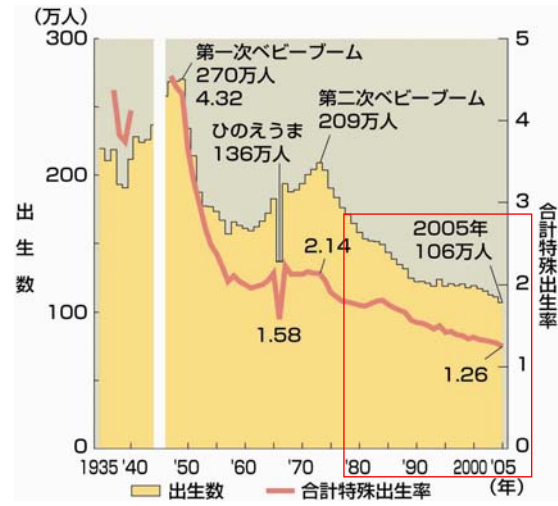
訂正箇所
頁 行

原文

訂正文

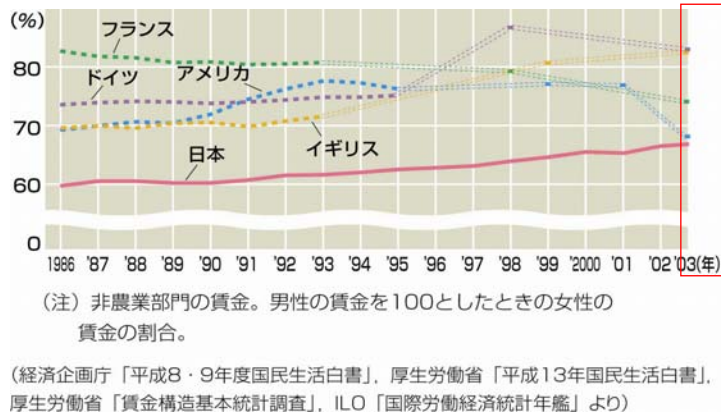
19 4図

出生数と合計特殊出生率の推移



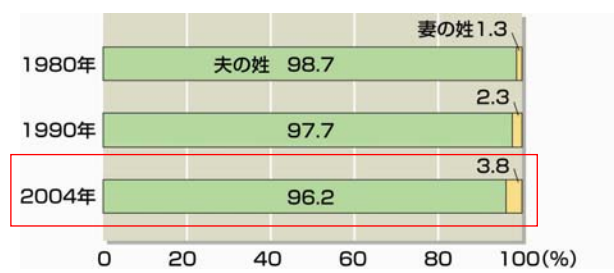
27 11図

男女間賃金格差の国際比較



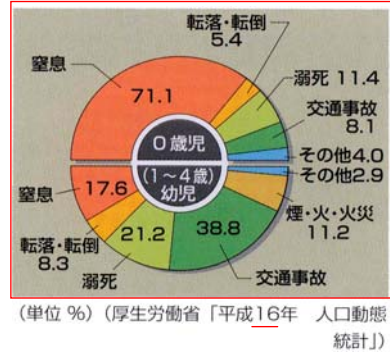
31 12図

夫婦の氏(姓)
(結婚届を出した夫婦が名のる姓)



53 20図

乳幼児の死亡事故の原因の内訳

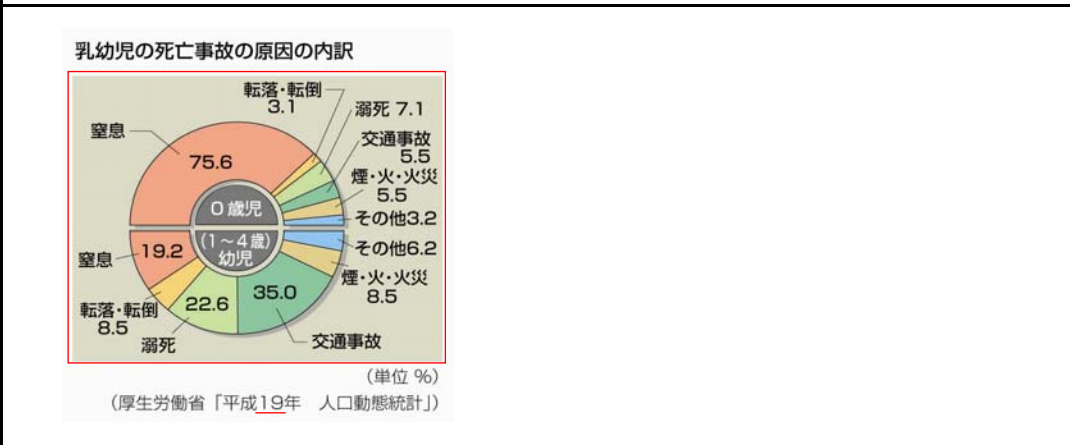
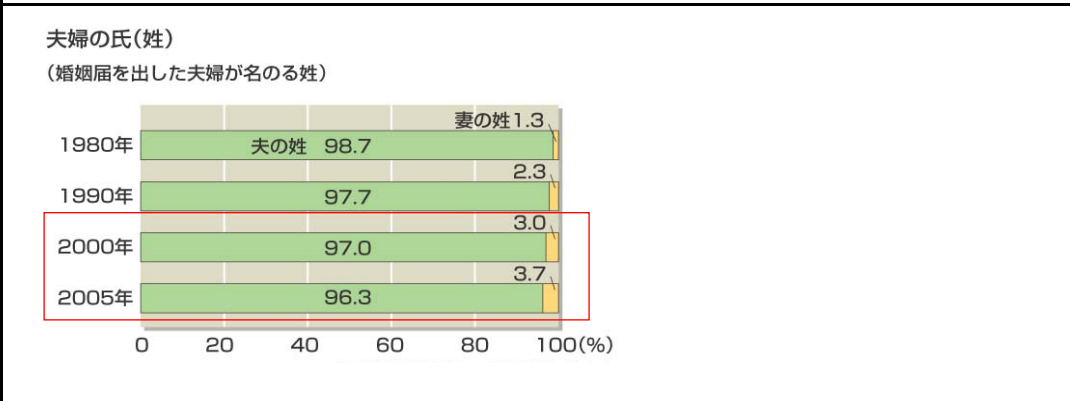
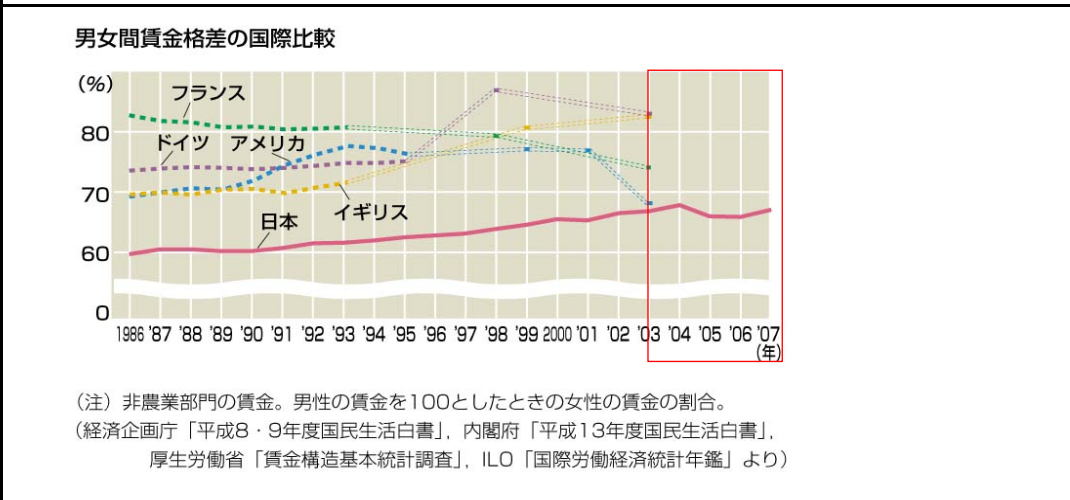
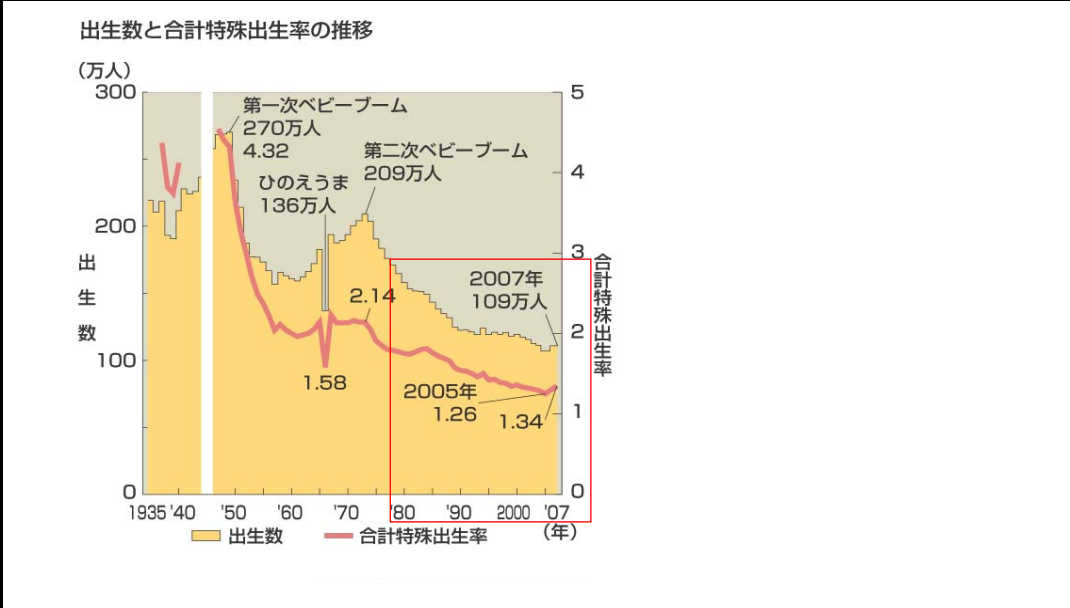


60 6表

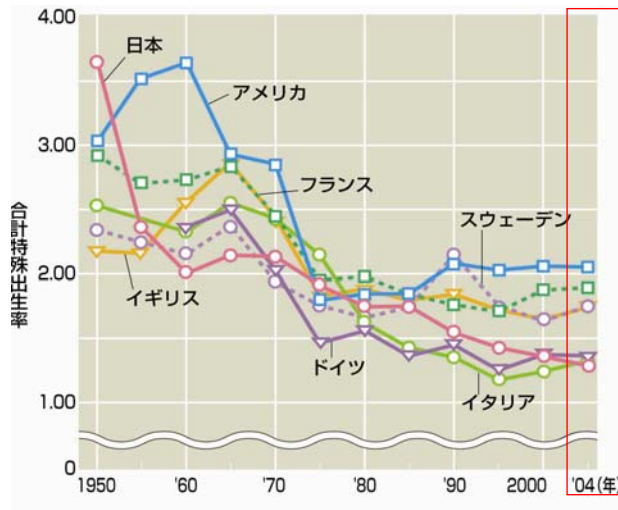
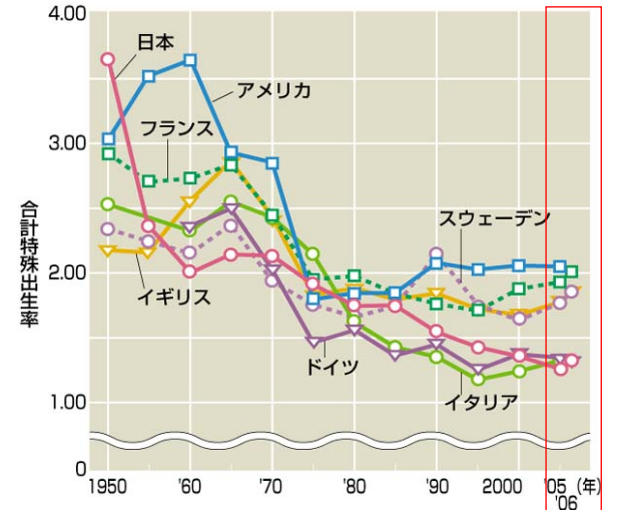
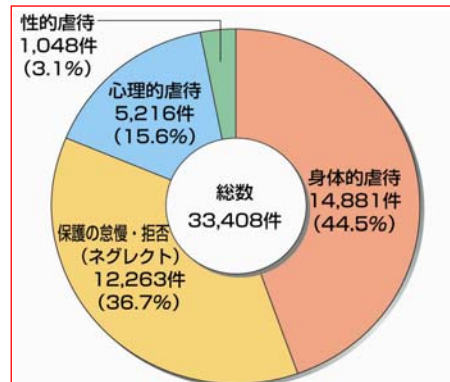
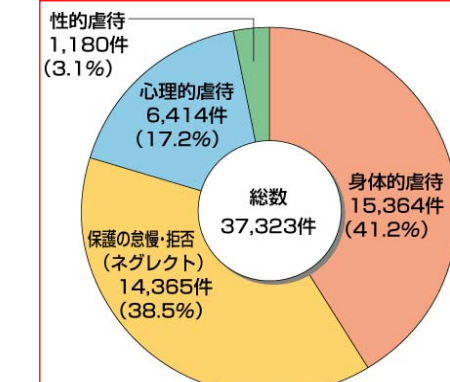
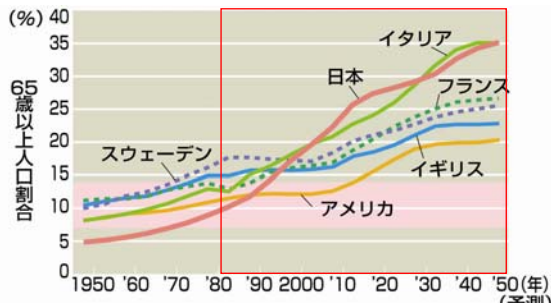
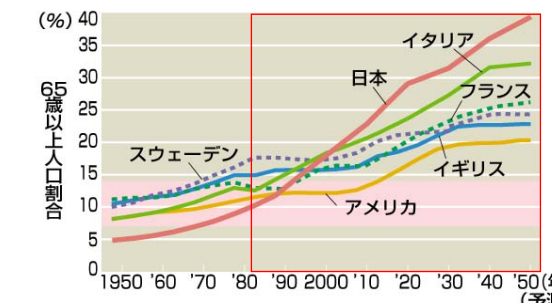
母性および親権に関する保護などの規定例

労働基準法	男女雇用機会均等法
<ul style="list-style-type: none"> 生理休暇 妊産婦の時間外労働・休日労働・深夜業の制限 妊産婦の危険有害業務への就業制限 妊娠中の女性の軽易業務への転換 産前産後休暇 (産前6週間、産後8週間、多胎妊娠は産前14週間) 育児時間 (1歳未満の子を育てる女性は、1日2回、各々少なくとも30分の育児時間を請求できる) 	<ul style="list-style-type: none"> 募集・採用・配置・昇進・教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇での女性差別の禁止 妊娠中・出産後の健康診査等のための時間を保障 妊産婦の勤務時間の変更、勤務の軽減
母子保健法	育児・介護休業法
<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の交付 妊産婦および乳幼児の健康診査 未熟児養育医療 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業の権利 (男女労働者が、1歳未満の子を養育するために休業できる権利。) 育児のための勤務時間の短縮等の措置を事業者に義務づけ (3歳未満の子を育てる男女労働者が対象) 育児を行う男女労働者の深夜業の制限 (就学時まで) 時間外労働の制限 (育児や家族の介護などの家族的責任を有する男女労働者は、通常労働者よりも低い水準で時間外労働の上限を定めるよう希望できる [1か月24時間、1年150時間以下の範囲])

3/12



労働基準法	育児・介護休業法
<ul style="list-style-type: none"> 生理休暇 妊産婦の時間外労働・休日労働・深夜業の制限 妊産婦の危険有害業務への就業制限 妊娠中の女性の軽易業務への転換 産前産後休暇 (産前6週間、産後8週間、多胎妊娠は産前14週間) 育児時間 (1歳未満の子を育てる女性は、1日2回、各々少なくとも30分の育児時間を請求できる) 	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦の勤務時間の変更、勤務の軽減 婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益扱いの禁止
母子保健法	育児・介護休業法
<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の交付 妊産婦および乳幼児の健康診査 未熟児養育医療 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業 (男女労働者が、1歳未満の子を養育するために休業できる。子が満1歳を超えても休業は必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで) 子の看護休暇 (小学校就学前の子を養育する労働者は、病気やけがをした子の看護のために、休暇を取得できる。1年に5日まで) 勤務時間の短縮等の措置を事業者に義務づけ (3歳未満の子を養育する男女労働者や家族の介護を行う労働者が対象。3歳～就学前の子の場合は、準じた措置を講ずる努力をする) 育児や家族介護を行う男女労働者の深夜業の制限 時間外労働の制限 (育児や家族の介護などの家族的責任を有する男女労働者が請求したときは、事業主は、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働をさせることはできない) 育児休業・介護休業・看護休暇を理由とした不利益扱いの禁止
男女雇用機会均等法	
<ul style="list-style-type: none"> 募集・採用・配置・昇進・降格、教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨、定年・解雇・労働契約の更新について性別を理由とする差別の禁止 妊娠中・出産後の健康診査等のための時間を保障 	





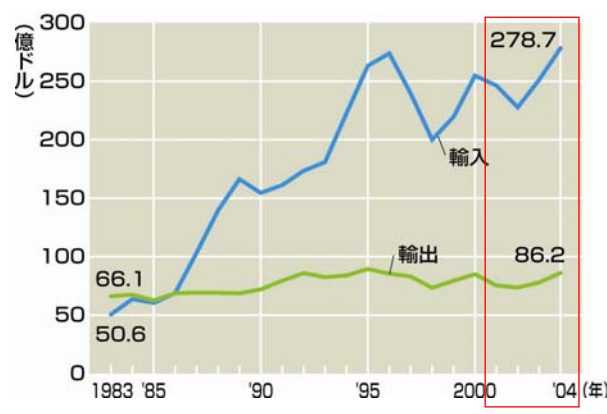

訂正箇所 頁 行	原 文	訂 正 文																																																												
62 28図	<p>合計特殊出生率の国際比較</p>  <p>(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2006年版)」)</p>	<p>合計特殊出生率の国際比較</p>  <p>(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2008年版)」)</p>																																																												
62 11-13	<p>少子化は先進国の傾向であるが、一部の国では少子化に歯止めがかかっている(28図)。日本の少子化は急速で、とどまる気配がない。</p>	<p>少子化は先進国の傾向であるが、一部の国では少子化に歯止めがかかっている。日本の少子化は急速である(28図)。</p>																																																												
64 左下	<p>(児童虐待防止法 ●目的) 虐待の防止などに関する施策を促進する。</p>	<p>虐待の防止などに関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p>																																																												
64 31図	<p>児童虐待の相談種別構成割合</p>  <p>(厚生労働省「平成16年度 社会福祉行政業務報告」)</p>	<p>児童虐待の相談種別構成割合</p>  <p>(厚生労働省「平成18年度 社会福祉行政業務報告」)</p>																																																												
70 2図	<p>主要国の65歳以上人口割合の推移</p>  <p>(内閣府「平成18年版高齢社会白書」)</p>	<p>主要国の65歳以上人口割合の推移</p>  <p>(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2008年版)」)</p>																																																												
70 1表	<p>人口高齢化速度の推計</p> <table border="1" data-bbox="252 2329 766 2537"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国 名</th> <th colspan="2">65歳以上の人口比率の到達年次</th> <th rowspan="2">所 要 年 数</th> </tr> <tr> <th>7%</th> <th>14%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 本</td> <td>1970年</td> <td>1994年</td> <td>24年</td> </tr> <tr> <td>ア メ リ カ</td> <td>1942</td> <td>2015</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>イ ギ リ ス</td> <td>1929</td> <td>1976</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>イ タ リ ア</td> <td>1927</td> <td>1989</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>ス ウ ェ ー デ ン</td> <td>1887</td> <td>1972</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>フ ラ ン ス</td> <td>1864</td> <td>1979</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2006年版)」)</p>	国 名	65歳以上の人口比率の到達年次		所 要 年 数	7%	14%	日 本	1970年	1994年	24年	ア メ リ カ	1942	2015	73	イ ギ リ ス	1929	1976	47	イ タ リ ア	1927	1989	62	ス ウ ェ ー デ ン	1887	1972	85	フ ラ ン ス	1864	1979	115	<p>人口高齢化速度の推計</p> <table border="1" data-bbox="1018 2329 1533 2537"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国 名</th> <th colspan="2">65歳以上の人口比率の到達年次</th> <th rowspan="2">所 要 年 数</th> </tr> <tr> <th>7%</th> <th>14%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 本</td> <td>1970年</td> <td>1994年</td> <td>24年</td> </tr> <tr> <td>ア メ リ カ</td> <td>1942</td> <td>2015</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>イ ギ リ ス</td> <td>1929</td> <td>1975</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>イ タ リ ア</td> <td>1927</td> <td>1988</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>ス ウ ェ ー デ ン</td> <td>1887</td> <td>1972</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>フ ラ ン ス</td> <td>1864</td> <td>1979</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2008年版)」)</p>	国 名	65歳以上の人口比率の到達年次		所 要 年 数	7%	14%	日 本	1970年	1994年	24年	ア メ リ カ	1942	2015	73	イ ギ リ ス	1929	1975	46	イ タ リ ア	1927	1988	61	ス ウ ェ ー デ ン	1887	1972	85	フ ラ ン ス	1864	1979	115
国 名	65歳以上の人口比率の到達年次		所 要 年 数																																																											
	7%	14%																																																												
日 本	1970年	1994年	24年																																																											
ア メ リ カ	1942	2015	73																																																											
イ ギ リ ス	1929	1976	47																																																											
イ タ リ ア	1927	1989	62																																																											
ス ウ ェ ー デ ン	1887	1972	85																																																											
フ ラ ン ス	1864	1979	115																																																											
国 名	65歳以上の人口比率の到達年次		所 要 年 数																																																											
	7%	14%																																																												
日 本	1970年	1994年	24年																																																											
ア メ リ カ	1942	2015	73																																																											
イ ギ リ ス	1929	1975	46																																																											
イ タ リ ア	1927	1988	61																																																											
ス ウ ェ ー デ ン	1887	1972	85																																																											
フ ラ ン ス	1864	1979	115																																																											

訂正箇所		原文	訂正文
頁	行		
70	3図	<p>人口年齢構成の推移</p> <p>折れ線グラフは、65歳以上の高齢者1人に対する生産年齢人口（15歳～64歳の人口）を示す。 <small>（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」</small></p>	<p>人口年齢構成の推移</p> <p><small>（国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2008年版）」</small></p>
70	4図	<p>65歳以上の要介護高齢者の割合</p> <p><small>（厚生労働省「平成16年度介護保険事業状況報告（年報）」より</small></p>	<p>65歳以上の要介護等高齢者の割合</p> <p><small>（厚生労働省「平成18年度介護保険事業状況報告（年報）」より</small></p>
70	5図	<p>要介護高齢者数の推移</p>	<p>要介護等高齢者数の推移</p>
71	7	<p>2002年には50%にも満たない(7図)。</p>	<p>2000年には50%を下回った(7図)。</p>
71	7図	<p>65歳以上の高齢者の子どもとの同居率</p>	<p>65歳以上の高齢者の子どもとの同居率</p>
71	8図	<p>要介護者等からみた主な介護者</p> <p><small>（厚生労働省「平成16年国民生活基礎調査」</small></p>	<p>要介護者等からみた主な介護者</p> <p><small>（厚生労働省「平成19年国民生活基礎調査」</small></p>

訂正箇所		原文	訂正文
頁	行		
73	10図	<p>世帯の年平均所得額</p>	<p>世帯の年平均所得額</p>
73	11図	<p>高齢者世帯の年間所得の分布</p>	<p>高齢者世帯の年間所得の分布</p>
75	2表	<p>2006年 高齢者虐待防止法施行</p>	<p>2006年 高齢者虐待防止法施行 2008年 後期高齢者医療制度施行</p>
85	2図	<p>完全失業率</p>	<p>完全失業率</p>
88	3図		
89	5図	<p>公的年金制</p>	<p>公的年金制度</p>

訂正箇所		原文	訂正文
頁	行		
97	側注①	<p>PFC比率</p> <p>P・F・Cの数値は2004年 ()内は1960年 2004年 — 1960年 ----</p>	<p>PFC比率</p> <p>P・F・Cの数値は2006年 ()内は1960年 2006年 — 1960年 ----</p>
98	4図	<p>朝食の欠食率</p> <p>(厚生労働省「平成16年国民健康・栄養調査結果の概要」)</p>	<p>朝食の欠食率</p> <p>(厚生労働省「平成17年国民健康・栄養調査」)</p>
111	側注③	<p>一定の頻度で血圧低下、呼吸困難あるいは意識障害などの重大な健康への悪影響がみられた食品5品目(小麦、そば、卵、乳、落花生)を、「表示を義務づける特定原材料」として指定した。「表示することを奨励する食品」は大豆など20品目である。</p>	<p>「表示を義務づける特定原材料」として7品目(小麦、そば、卵、乳、落花生、えび、かに)が指定されている。ただし、2010年6月3日までに製造、加工、もしくは輸入される食品や添加物は、「えび」「かに」を除く5品目についての表示でもよい。「表示することを奨励する食品」は大豆など18品目。</p>
112	18図 19図	<p>食中毒の原因施設別発生割合</p> <p>食中毒の原因物質別発生状況</p> <p>(17・18図ともに厚生労働省の調査(2004年)による。)</p>	<p>食中毒の原因施設別発生割合</p> <p>食中毒の原因物質別発生割合</p> <p>(17・18図ともに厚生労働省の調査(2007年)による。)</p>
115	15表	<p>2007 ・食材の偽装、賞味期限や産地の表示改ざんなど、数々の食品偽装発覚</p>	<p>2007 ・食材の偽装、賞味期限や産地の表示改ざんなど、数々の食品偽装発覚 2008 ・輸入冷凍ぎょうざ中毒事件、非食用「事故米」の食用への転用事件、輸入食材へのメラミン混入不安など、食の安全をゆるがす事件が続発</p>

訂正箇所		原文	訂正文																																
頁	行																																		
116	21図	<p>遺伝子組み換え作物が占める割合 (2005年)</p>	<p>遺伝子組み換え作物が占める割合 (2007年)</p>																																
116	22図	<p>遺伝子組み換え主要4作物の全世界での栽培面積の推移</p>	<p>遺伝子組み換え主要4作物の全世界での栽培面積の推移</p>																																
141	32図	<p>日本の農業人口の推移</p>	<p>日本の農業人口の推移</p>																																
142	26表	<p>主要国の供給熱量総合自給率^②(2002年)</p> <p>(単位 %)</p> <table border="1"> <tr><td>オーストラリア</td><td>230</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>120</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>119</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>130</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>91</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>71</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>74</td></tr> <tr><td>日本</td><td>40</td></tr> </table>	オーストラリア	230	カナダ	120	アメリカ	119	フランス	130	ドイツ	91	イタリア	71	イギリス	74	日本	40	<p>主要国の供給熱量総合食料自給率^②(2003年)</p> <p>(単位 %)</p> <table border="1"> <tr><td>オーストラリア</td><td>237</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>145</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>128</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>122</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>84</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>62</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>70</td></tr> <tr><td>日本</td><td>40</td></tr> </table>	オーストラリア	237	カナダ	145	アメリカ	128	フランス	122	ドイツ	84	イタリア	62	イギリス	70	日本	40
オーストラリア	230																																		
カナダ	120																																		
アメリカ	119																																		
フランス	130																																		
ドイツ	91																																		
イタリア	71																																		
イギリス	74																																		
日本	40																																		
オーストラリア	237																																		
カナダ	145																																		
アメリカ	128																																		
フランス	122																																		
ドイツ	84																																		
イタリア	62																																		
イギリス	70																																		
日本	40																																		
16 — 19	142	<p>今日もなお世界各地には飢饉^{ききん}や戦乱などにより食料不足に直面している多数の人びとがおり、約8億人が栄養不良状態にあると推定されている (FAO資料による)。</p>	<p>今日もなお世界各地には飢饉^{ききん}や戦乱、食料価格の高騰^{こうとう}などにより食料不足に直面している多数の人びとがおり、約9億2300万人が栄養不良状態にある^③。</p>																																
	側注	<div style="border: 1px solid red; height: 40px; width: 100%;"></div>	<p>③2007年以前には、栄養不足に苦しむ人の数は全世界で約8億5000万人以上と推定されていたが、食料価格の高騰などにより2007年に約7500万人増加し、約9億2300万人となった (WFP 国連世界食糧計画による)。</p>																																

訂正箇所		原文	訂正文																																																																																												
頁	行																																																																																														
143	34図	 <p>WORLD HUNGER 世界の飢餓状況</p> <p>毎年、飢餓や栄養不足が原因で亡くなる人は、エイズやマラリア、そして結核による死亡を上回ります。</p> <p>飢餓不足は、しばしば貧乏をもち、子どもと大人の両方の健康を弱めます。</p> <p>5秒に1人の子どもが、飢餓やそれに関係する原因で亡くなっています。</p> <p>8億人以上の人が、空腹のまま眠りにつき、そのほとんどが女性と子どもです。</p> <p>World Food Programme Feeding The World's Hungry www.wfp.org</p>	 <p>WORLD HUNGER 世界の飢餓状況</p> <p>飢餓の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世界には、世界中の人々を養うのに十分な食糧があります。 ● 約5千万人以上の人が空腹のまま眠りにつき、そのほとんどが女性と子どもです。 ● 約2億5千万人以上の子どもが、適切な栄養不足のため発育不全の状態にあります。 ● 栄養不足は子どもの知能の発達を遅らせ、身体を発育を妨げます。 ● 6秒に1人の子どもが、飢えやそれに関係する原因のため亡くなっています。 <p>World Food Programme Feeding The World's Hungry www.wfp.org</p>																																																																																												
146	5図	<p>アテネ (2004年)</p>  <p>顔を除く全身を包む水着。素材、カッティングなどすべてにハイテクノロジーが生きている。</p>	<p>北京 (2008年)</p>  <p>足首から上半身まで包む全身タイプの水着。極薄・超軽量・はっ水性に優れた素材、縫い目をなくして表面摩擦抵抗を減らすなど、すべてにハイテクノロジーが生きている。</p>																																																																																												
148	8図	<p>日本の繊維品貿易</p>  <p>輸入: 278.7 (億ドル) 輸出: 86.2 (億ドル)</p>	<p>日本の繊維品貿易</p>  <p>輸入: 304.7 (億ドル) 輸出: 84.1 (億ドル)</p>																																																																																												
211	1図	<p>給与明細書</p> <table border="1"> <tr> <th>番号</th> <td>1242522</td> <th>氏名</th> <td colspan="5">石田 智恵</td> <th>差引支給額</th> <td>185,149円</td> </tr> <tr> <th>基本給</th> <td>220,000</td> <th>職能給</th> <td>0</td> <th>扶養手当</th> <td>0</td> <th>調整手当</th> <td>0</td> <th>住居手当</th> <td>5,000</td> <th>通勤手当</th> <td>11,000</td> <th>残業手当</th> <td>34,807</td> <th>其他手当</th> <td>0</td> <th>支給合計</th> <td>270,807</td> </tr> <tr> <th>健康保険料</th> <td>10,660</td> <th>厚生年金</th> <td>19,494</td> <th>雇用保険料</th> <td>1,625</td> <th>介護保険料</th> <td>0</td> <th>所得税</th> <td>5,660</td> <th>住民税</th> <td>13,819</td> <th>組合費</th> <td>4,400</td> <th>社内預金</th> <td>30,000</td> <th>控除額計</th> <td>85,658</td> </tr> </table> <p>非消費支出 (人事院「平成18年度民間給与の実態」の事務係員24~28歳データに基づいて作成)</p>	番号	1242522	氏名	石田 智恵					差引支給額	185,149円	基本給	220,000	職能給	0	扶養手当	0	調整手当	0	住居手当	5,000	通勤手当	11,000	残業手当	34,807	其他手当	0	支給合計	270,807	健康保険料	10,660	厚生年金	19,494	雇用保険料	1,625	介護保険料	0	所得税	5,660	住民税	13,819	組合費	4,400	社内預金	30,000	控除額計	85,658	<p>給与明細書</p> <table border="1"> <tr> <th>番号</th> <td>1242522</td> <th>氏名</th> <td colspan="5">石田 智恵</td> <th>差引支給額</th> <td>186,696円</td> </tr> <tr> <th>基本給</th> <td>216,741</td> <th>職能給</th> <td>0</td> <th>扶養手当</th> <td>0</td> <th>調整手当</th> <td>0</td> <th>住居手当</th> <td>5,000</td> <th>通勤手当</th> <td>12,756</td> <th>残業手当</th> <td>40,619</td> <th>其他手当</th> <td>0</td> <th>支給合計</th> <td>275,116</td> </tr> <tr> <th>健康保険料</th> <td>11,480</td> <th>厚生年金</th> <td>21,490</td> <th>雇用保険料</th> <td>1,650</td> <th>介護保険料</th> <td>0</td> <th>所得税</th> <td>6,080</td> <th>住民税</th> <td>13,386</td> <th>組合費</th> <td>4,334</td> <th>社内預金</th> <td>30,000</td> <th>控除額計</th> <td>88,420</td> </tr> </table> <p>非消費支出 (人事院「平成19年度民間給与の実態」の事務係員24~28歳データに基づいて作成)</p>	番号	1242522	氏名	石田 智恵					差引支給額	186,696円	基本給	216,741	職能給	0	扶養手当	0	調整手当	0	住居手当	5,000	通勤手当	12,756	残業手当	40,619	其他手当	0	支給合計	275,116	健康保険料	11,480	厚生年金	21,490	雇用保険料	1,650	介護保険料	0	所得税	6,080	住民税	13,386	組合費	4,334	社内預金	30,000	控除額計	88,420
番号	1242522	氏名	石田 智恵					差引支給額	185,149円																																																																																						
基本給	220,000	職能給	0	扶養手当	0	調整手当	0	住居手当	5,000	通勤手当	11,000	残業手当	34,807	其他手当	0	支給合計	270,807																																																																														
健康保険料	10,660	厚生年金	19,494	雇用保険料	1,625	介護保険料	0	所得税	5,660	住民税	13,819	組合費	4,400	社内預金	30,000	控除額計	85,658																																																																														
番号	1242522	氏名	石田 智恵					差引支給額	186,696円																																																																																						
基本給	216,741	職能給	0	扶養手当	0	調整手当	0	住居手当	5,000	通勤手当	12,756	残業手当	40,619	其他手当	0	支給合計	275,116																																																																														
健康保険料	11,480	厚生年金	21,490	雇用保険料	1,650	介護保険料	0	所得税	6,080	住民税	13,386	組合費	4,334	社内預金	30,000	控除額計	88,420																																																																														
211	7-8	<p>家計の収入と支出には、<u>実収入と実収入以外の収入</u>、<u>実支出と実支出以外の支出</u>がある(2図)。</p>	<p>家計の収入と支出には、<u>実収入と実収入以外の受取(繰入金を除く)</u>、<u>実支出と実支出以外の支払(繰越金を除く)</u>がある(2図)。</p>																																																																																												
	11-13	<p>銀行からの預金引き出しなど財産高が実質的に変化しない収入(見かけ上の収入)を<u>実収入以外の収入</u>という。</p>	<p>銀行からの預金引き出しなど財産高が実質的に変化しない収入を<u>実収入以外の受取</u>という。 削除</p>																																																																																												
	15-16	<p>財産高が変化しない支出(見かけ上の支出)を<u>実支出以外の支出</u>という。</p>	<p>財産高が変化しない支出を<u>実支出以外の支払</u>という。 削除</p>																																																																																												

訂正箇所 頁 行	原 文	訂 正 文
211 2図	<p>家計収支の構成</p> <p>(総務省「家計調査年報」による分類に基づく)</p>	<p>家計収支の構成</p> <p>(総務省「家計調査年報」による分類に基づく)</p>
212 3図	<p>ライフステージ別消費構造</p> <p>(平成15年家計調査年報より加工)</p>	<p>ライフステージ別消費構造</p> <p>(「平成19年家計調査年報」より加工)</p>
212 4図	<p>世帯主の年齢別年間収入と住宅・土地に対する負債</p> <p>(「家計調査年報 平成16年 貯蓄・負債編」より)</p>	<p>世帯主の年齢別年間収入と住宅・土地に対する負債</p> <p>(「家計調査年報 平成19年 貯蓄・負債編」より)</p>
213 5図	<p>実収入に対する非消費支出の割合 (勤労者世帯)</p>	<p>実収入に対する非消費支出の割合 (勤労者世帯)</p>
215 7図	<p>海外旅行者の推移</p>	<p>海外旅行者の推移</p>

訂正箇所 頁 行	原 文	訂 正 文																																																																																																																
217 9図	<p>消費者信用の残高の推移</p> <p>消費者信用残高の推移 (円) 80兆 60兆 40兆 20兆</p> <p>家計可処分所得に対する割合 (%) 25 20 15 10 5</p> <p>1985 90 95 2003年</p>	<p>消費者信用残高の推移</p> <p>消費者信用残高の推移 (円) 80兆 60兆 40兆 20兆</p> <p>家計可処分所得に対する割合 (%) 25 20 15 10 5</p> <p>1985 90 95 2000 05年</p>																																																																																																																
218 3表	<p>貯蓄の目 (3つまでの複数回答, 単位 %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯主年齢</th> <th>病気や不 時の災害 への備え</th> <th>こどもの 教育資金</th> <th>こどもの 結婚資金</th> <th>住宅の取 得または 増改築な どの資金</th> <th>老後の 生活資金</th> <th>耐久消費 財の購入 資金</th> <th>旅行, レ ジャーの 資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳代</td><td>44.1</td><td>41.9</td><td>32</td><td>312</td><td>118</td><td>172</td><td>333</td></tr> <tr><td>30歳代</td><td>49.1</td><td>57.4</td><td>49</td><td>278</td><td>243</td><td>194</td><td>216</td></tr> <tr><td>40歳代</td><td>60.7</td><td>62.2</td><td>83</td><td>164</td><td>408</td><td>145</td><td>160</td></tr> <tr><td>50歳代</td><td>69.3</td><td>230</td><td>15.7</td><td>14.7</td><td>680</td><td>134</td><td>123</td></tr> <tr><td>60歳代</td><td>80.0</td><td>39</td><td>6.8</td><td>10.6</td><td>75.7</td><td>11.5</td><td>15.9</td></tr> <tr><td>70歳以上</td><td>78.2</td><td>0.6</td><td>2.4</td><td>10.3</td><td>64.9</td><td>4.4</td><td>9.7</td></tr> </tbody> </table> <p>(金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査 (平成18年)」)</p>	世帯主年齢	病気や不 時の災害 への備え	こどもの 教育資金	こどもの 結婚資金	住宅の取 得または 増改築な どの資金	老後の 生活資金	耐久消費 財の購入 資金	旅行, レ ジャーの 資金	20歳代	44.1	41.9	32	312	118	172	333	30歳代	49.1	57.4	49	278	243	194	216	40歳代	60.7	62.2	83	164	408	145	160	50歳代	69.3	230	15.7	14.7	680	134	123	60歳代	80.0	39	6.8	10.6	75.7	11.5	15.9	70歳以上	78.2	0.6	2.4	10.3	64.9	4.4	9.7	<p>貯蓄の目的 (3つまでの複数回答, 単位 %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯主年齢</th> <th>病気や不 時の災害 への備え</th> <th>こどもの 教育資金</th> <th>こどもの 結婚資金</th> <th>住宅の取 得または 増改築な どの資金</th> <th>老後の 生活資金</th> <th>耐久消費 財の購入 資金</th> <th>旅行, レ ジャーの 資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳代</td><td>33.3</td><td>57.4</td><td>3.7</td><td>46.3</td><td>18.5</td><td>29.6</td><td>22.2</td></tr> <tr><td>30歳代</td><td>50.4</td><td>67.0</td><td>2.7</td><td>29.5</td><td>25.7</td><td>18.2</td><td>19.8</td></tr> <tr><td>40歳代</td><td>55.5</td><td>68.3</td><td>7.4</td><td>18.4</td><td>42.3</td><td>24.6</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>50歳代</td><td>71.6</td><td>24.1</td><td>13.8</td><td>14.6</td><td>66.8</td><td>14.2</td><td>8.8</td></tr> <tr><td>60歳代</td><td>80.2</td><td>3.5</td><td>5.4</td><td>9.2</td><td>79.3</td><td>9.3</td><td>13.2</td></tr> <tr><td>70歳以上</td><td>81.2</td><td>3.6</td><td>2.2</td><td>7.7</td><td>73.1</td><td>10.3</td><td>7.7</td></tr> </tbody> </table> <p>(金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査 (平成20年)」)</p>	世帯主年齢	病気や不 時の災害 への備え	こどもの 教育資金	こどもの 結婚資金	住宅の取 得または 増改築な どの資金	老後の 生活資金	耐久消費 財の購入 資金	旅行, レ ジャーの 資金	20歳代	33.3	57.4	3.7	46.3	18.5	29.6	22.2	30歳代	50.4	67.0	2.7	29.5	25.7	18.2	19.8	40歳代	55.5	68.3	7.4	18.4	42.3	24.6	11.4	50歳代	71.6	24.1	13.8	14.6	66.8	14.2	8.8	60歳代	80.2	3.5	5.4	9.2	79.3	9.3	13.2	70歳以上	81.2	3.6	2.2	7.7	73.1	10.3	7.7
世帯主年齢	病気や不 時の災害 への備え	こどもの 教育資金	こどもの 結婚資金	住宅の取 得または 増改築な どの資金	老後の 生活資金	耐久消費 財の購入 資金	旅行, レ ジャーの 資金																																																																																																											
20歳代	44.1	41.9	32	312	118	172	333																																																																																																											
30歳代	49.1	57.4	49	278	243	194	216																																																																																																											
40歳代	60.7	62.2	83	164	408	145	160																																																																																																											
50歳代	69.3	230	15.7	14.7	680	134	123																																																																																																											
60歳代	80.0	39	6.8	10.6	75.7	11.5	15.9																																																																																																											
70歳以上	78.2	0.6	2.4	10.3	64.9	4.4	9.7																																																																																																											
世帯主年齢	病気や不 時の災害 への備え	こどもの 教育資金	こどもの 結婚資金	住宅の取 得または 増改築な どの資金	老後の 生活資金	耐久消費 財の購入 資金	旅行, レ ジャーの 資金																																																																																																											
20歳代	33.3	57.4	3.7	46.3	18.5	29.6	22.2																																																																																																											
30歳代	50.4	67.0	2.7	29.5	25.7	18.2	19.8																																																																																																											
40歳代	55.5	68.3	7.4	18.4	42.3	24.6	11.4																																																																																																											
50歳代	71.6	24.1	13.8	14.6	66.8	14.2	8.8																																																																																																											
60歳代	80.2	3.5	5.4	9.2	79.3	9.3	13.2																																																																																																											
70歳以上	81.2	3.6	2.2	7.7	73.1	10.3	7.7																																																																																																											
220 側注 ①	<p>__電話情報サービスの利用料など</p>	<p>インターネットや電話情報サービスの 利用料など</p>																																																																																																																
223 4図	<p>個人の自己破産申立数の年別推移</p> <p>(年) 1985 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 2000 01 02 03 04 05</p> <p>0 5 10 15 20 25 (万件)</p> <p>(金融広報中央委員会「きみはリッチ?」 最高裁判所「司法統計年報」より)</p>	<p>個人の自己破産申立件数の年別推移</p> <p>(年) 1987 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 2000 01 02 03 04 05 06 07</p> <p>0 5 10 15 20 25 (万件)</p> <p>(金融広報中央委員会「きみはリッチ?」 最高裁判所「司法統計年報」より)</p>																																																																																																																
224 3表	<p>2007 食品偽装多発</p>	<p>2007 食品偽装多発 2008 振り込め詐欺減らず, 被害 総額過去最高に達する。</p>																																																																																																																
226 4表	<p>クーリング・オフの期間と条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取り引き内容</th> <th>期 間</th> <th>適 用 対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マルチ商法</td> <td>法定の契約書面の交付日から20日間以内</td> <td>すべての商品・権利・役務</td> </tr> <tr> <td>クレジット契約 割賦販売</td> <td>クーリング・オフ制度の告知日から8日間以内</td> <td>店舗外での指定商品のクレジット契約</td> </tr> <tr> <td>訪問販売 電話勧誘販売</td> <td>法定の契約書面の交付日から8日間以内</td> <td>店舗外での指定商品・権利・役務の取引 (現金取引のときは三千元以上)</td> </tr> <tr> <td>特定継続的 役務取引</td> <td>法定の契約書面の交付日から8日間以内</td> <td>エステ・語学教室・学習塾・家庭教師派遣・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの6種</td> </tr> </tbody> </table>	取り引き内容	期 間	適 用 対 象	マルチ商法	法定の契約書面の交付日から20日間以内	すべての商品・権利・役務	クレジット契約 割賦販売	クーリング・オフ制度の告知日から8日間以内	店舗外での指定商品のクレジット契約	訪問販売 電話勧誘販売	法定の契約書面の交付日から8日間以内	店舗外での指定商品・権利・役務の取引 (現金取引のときは三千元以上)	特定継続的 役務取引	法定の契約書面の交付日から8日間以内	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師派遣・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの6種	<p>クーリング・オフの期間と条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引内容</th> <th>期 間</th> <th>適 用 対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マルチ商法</td> <td>法定の契約書面の交付日から20日間以内</td> <td>すべての商品・権利・役務</td> </tr> <tr> <td>クレジット契約 割賦販売</td> <td>クーリング・オフ制度の告知日から8日間以内</td> <td>店舗外での原則すべての商品のクレジット契約</td> </tr> <tr> <td>訪問販売 電話勧誘販売</td> <td>法定の契約書面の交付日から8日間以内</td> <td>店舗外での原則すべての商品・権利・役務の取引 (現金取引のときは三千元以上)</td> </tr> <tr> <td>(過量販売)</td> <td>契約後1年間</td> <td>訪問販売による契約で, 通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約</td> </tr> <tr> <td>特定継続的 役務取引</td> <td>法定の契約書面の交付日から8日間以内</td> <td>エステ・語学教室・学習塾・家庭教師派遣・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの6種</td> </tr> <tr> <td>インターネット 取引</td> <td>契約後8日間</td> <td>返品の可否・条件を広告に表示していない場合 (送料を消費者負担で返品可能)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律 (2008年6月18日公布) による。</p>	取引内容	期 間	適 用 対 象	マルチ商法	法定の契約書面の交付日から20日間以内	すべての商品・権利・役務	クレジット契約 割賦販売	クーリング・オフ制度の告知日から8日間以内	店舗外での原則すべての商品のクレジット契約	訪問販売 電話勧誘販売	法定の契約書面の交付日から8日間以内	店舗外での原則すべての商品・権利・役務の取引 (現金取引のときは三千元以上)	(過量販売)	契約後1年間	訪問販売による契約で, 通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約	特定継続的 役務取引	法定の契約書面の交付日から8日間以内	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師派遣・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの6種	インターネット 取引	契約後8日間	返品の可否・条件を広告に表示していない場合 (送料を消費者負担で返品可能)																																																																												
取り引き内容	期 間	適 用 対 象																																																																																																																
マルチ商法	法定の契約書面の交付日から20日間以内	すべての商品・権利・役務																																																																																																																
クレジット契約 割賦販売	クーリング・オフ制度の告知日から8日間以内	店舗外での指定商品のクレジット契約																																																																																																																
訪問販売 電話勧誘販売	法定の契約書面の交付日から8日間以内	店舗外での指定商品・権利・役務の取引 (現金取引のときは三千元以上)																																																																																																																
特定継続的 役務取引	法定の契約書面の交付日から8日間以内	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師派遣・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの6種																																																																																																																
取引内容	期 間	適 用 対 象																																																																																																																
マルチ商法	法定の契約書面の交付日から20日間以内	すべての商品・権利・役務																																																																																																																
クレジット契約 割賦販売	クーリング・オフ制度の告知日から8日間以内	店舗外での原則すべての商品のクレジット契約																																																																																																																
訪問販売 電話勧誘販売	法定の契約書面の交付日から8日間以内	店舗外での原則すべての商品・権利・役務の取引 (現金取引のときは三千元以上)																																																																																																																
(過量販売)	契約後1年間	訪問販売による契約で, 通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約																																																																																																																
特定継続的 役務取引	法定の契約書面の交付日から8日間以内	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師派遣・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの6種																																																																																																																
インターネット 取引	契約後8日間	返品の可否・条件を広告に表示していない場合 (送料を消費者負担で返品可能)																																																																																																																

訂正箇所		原文	訂正文
頁	行		
227	7 - 8 8の側注欄	<p>由が必要となる。 またこれまでの</p>	<p>由が必要となる。また、同法には2006年の改正により、被害を受けた消費者に代り消費者団体が事業者を訴えることのできる団体訴訟権の規定が盛り込まれた。^① 一方、これまでの</p> <p>①消費者団体訴訟制度 消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対して、一定の消費者団体が、不当行為の差し止めや損害賠償を求める訴訟を提起できる制度。消費者契約法の改正により加えられた。「一定の消費者団体」とは、内閣府より認定を受けた「適格消費者団体」であり、「消費者機構日本」「消費者支援機構関西」などがある。</p>
227	16 側注欄	<p>業者に各種の規制を加えている。</p>	<p>業者に各種の規制を加えている。^②</p> <p>②訪問販売などでの被害が相次ぎ、悪質商法への対策強化のため、2008年の法改正では原則すべての商品やサービスが規則の対象となり、過量販売や不実な説明による販売に対する救済措置が盛り込まれた（→p.226-4表）。</p>
229	10図	<p>国内のインターネット利用人口の推移</p> <p>(総務省「平成17年通信利用動向調査」)</p>	<p>国内のインターネット利用人口の推移</p> <p>(総務省「平成19年通信利用動向調査」)</p>
232	囲み	<p>2001年の自動販売機全体の年間消費電力量は、約74億kWh。そのうち飲料自動販売機合計では約67億kWhで、自動販売機全体の約90%を占め、その消費電力量は原子力発電1基分の年間発電量のおよそ70%に相当するといわれている。近年、自動販売機の省エネルギー化も進みつつあるが、これほどまでの数の自動販売機が本当に必要なのかという疑問の声もあがっている。</p>	<p>2005年の自動販売機全体の年間消費電力量は、約66億kWh。そのうち飲料自動販売機合計（約268万台）では約59.5億kWhで、自動販売機全体（約434万台）の約90%を占め、その消費電力量は原子力発電1基分の年間発電量のおよそ62%に相当するといわれている。近年、自動販売機の省エネルギー化も格段に進み、自動販売機全体の年間消費電力量は1996年からの10年間で約25%減に改善されたが、これほどまでの数の自動販売機が本当に必要なのかという疑問の声もあがっている。</p>
240	図	<p>(廃棄物処理法) 2003年12月 改正施行</p> <p>(容器包装リサイクル法) 2000年4月 完全実施</p> <p>(出典) 「循環型社会白書 平成16年版」</p>	<p>(廃棄物処理法) 2003年12月 改正施行 (2004年4月 一部改正)</p> <p>(容器包装リサイクル法) 2000年4月 完全実施 (2006年6月 一部改正)</p> <p>(出典) 「環境・循環型社会白書 平成19年版」</p>